

慶長十七年（一六一二） 上馬場村検地帳（抄）

当館寄託 濱野昭家三二〇

「武州喜西郡上馬場村御検地水帳」

【翻刻】

注

（前略）

東通①

①東通：所在地名（小字）。

②十六間・五間半：土地の区

画（一筆）の縦と横の長さ。

③上田：地目（田・畑）と等

級（上・中・下）。

④式七廿八歩：面積。

⑤大かく：名請人（土地の所

持者）。大学は濱野忠秀。

⑥同分市右衛門：A分Bは、

分付記載と呼ばれる。分付

記載の意味については、B

がAに隷属していたことを

意味するなどの見解があ

る。

⑦廿六歩入：三六歩の土地

が付属する意（二九間・四

間の土地の面積十三六歩

五畝二歩）。

※長さの単位：一間〓六尺〓約

一・八一八尺、一尺〓一〇寸〓

約三〇・三セシ

※面積の単位：一畝〓三〇歩（坪）

〓約一〇〇平方尺（1坪）、一

歩（坪）〓六尺（一間）平方〓

約三・三〇六平方尺

十六間
五間半②
上田③式七廿八歩④

大かく⑤

六間
五間
中田七七四歩
中田七七四歩

市右衛門⑥

廿二間
九間半
中田七七四歩

同分

外記

七間
五間
中田七七五歩

同分

外記

廿九間
四間
中田五七七歩

甚右衛門

十間
六間
下畠式七歩

市右衛門

十間
二間
下畠廿二歩

大かく分

彦四郎

十間
二間
下畠三七廿八歩

新二郎

十四間
六間
下畠九七廿八歩

新七郎

廿二間
十間半
下畠七七廿七歩

新二郎

（後略）